

令和6年度国東市窓口キャッシュレス導入業務委託仕様書

1. 業務名

令和6年度国東市窓口キャッシュレス導入業務委託（以下「本業務」という。）

2. 目的

市民の利便性向上を図るとともに、手数料等公金の正確かつ効率的な収納の仕組みを構築するため、キャッシュレス決済端末等の導入及び運用・保守業務に関する仕様を定めるものである

3. 契約期間

本業務に係る契約期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）までとする。

※運用開始日は令和6年10月1日（火）を想定するが、詳細は本市と協議により決定する。

※指定納付受託業務に係る契約については、公金収納業務の開始に間に合うように別途行う予定。ただし、前倒しで納入できることが望ましい。

4. 業務内容

指定する決済方法に対応したモバイル型キャッシュレス決済端末機及び付属品（以下「決済端末等」という。）、連動機器の現金ドロアと自動釣銭機に係る指定する場所への設置及び初期設定を行う。

(1) 決済端末

- ① クレジットカード、電子マネー及びQRコードの決済が可能であること。また、現金の収納状況を管理できるレジ機能を有していること。その他のデビットカード等の決済も行えることが望ましい。
- ② POSと連携できること。
- ③ 通信は原則として通信用のSIMを内蔵し、端末単体で決済ネットワークに接続でき、持ち運びができることが望ましいが、その他通信機器を介して有線又は無線で通信が可能なこと。なお、安定した通信が可能であり、通信障害時に対応できるデータ蓄積機能やセキュリティ機能を有すること。
- ④ インボイス制度に対応したレシート等が発行可能であること。また必要に応じて利用者の控え、市の控え（送付が必要な場合はクレジット会社の控え）の発行が可能であること。
- ⑤ 利用者及び職員の双方にとって操作性が良いこと。
- ⑥ ハンディスキャナ等を使用しコンビニエンスストア収納用のバーコード読取り機能を有すること。また、その情報を判別し集計等できる機能を有すること。

(2) POS

- ① POS（販売時点情報管理）は、公金収納の場において、その公金収納に関する情報（手続名、料金、納付日時など）を決済処理単位（現金・キャッシュレス）で収集・記録し、それに基づいて公金収納や保管現金を管理するためのシステムをいう。
- ② POSは、キャッシュレス決済端末及び自動釣銭機等（以下、「構成機器」という。）と連動できること。また、キャッシュレス決済端末等と一体型であることも認める。
- ③ 通信は有線・無線いずれも可能とするが、安定した通信が可能なこと。また、通信障害時に対応できるデータ蓄積機能やセキュリティ機能を有すること。
- ④ 公金収納情報について、行政手続毎に集計できるように、各手続に20桁以上の任意の英数字を商品コードとして設定できること。
- ⑤ POSは、それぞれの窓口で、付与されたアカウント毎に表示するメニューが選択できることが望ましい。
- ⑥ POSは、登録メニューが多い場合でもメニュー検索がしやすいように、大・中・小などの項目分けができること。
- ⑦ 集計された公金収納情報は、キャッシュレス決済端末設置箇所毎に、手数料等の種類、決済種別、収納年月日等の区分別に集計が可能であり、CSV形式のデータで出力することが可能であること。また、決済端末設置箇所毎のデータを一括して出力することが可能であること。
- ⑧ キャッシュレス決済完了後、手数料等の種類、合計金額及び決済手段のわかる明細書（以下「レシート」という。）の発行ができること。（キャッシュレス決済端末自体に印刷機能が無い場合は、別途プリンターの設置についても提案すること。）なお、レシートには、端末設置箇所の名称、手数料等の名称を任意の文字等に変更できること。また、レシート出力枚数は柔軟に変更できること、支払明細書又は領収書は都度選択指示して出力ができることが望ましい。
- ⑨ 公金収納情報は、抽出や集計、分析管理が容易にできること。

(3) 自動釣銭機

- ① 自動釣銭機は、現在発行している日本円の紙幣及び日本円の貨幣を取り扱えること。また、今後の紙幣及び貨幣の改廃に無償で対応すること。
- ② 自動釣銭機は、操作が簡易であるとともに、入出金情報についてPOSと連動できるものであること。また、POSのディスプレイに支払額、自動釣銭機への投入金額及び釣銭が表示されること。
- ③ 自動釣銭機は、機内の現金残高を自動集計できる機能を有し、POSと現金残高情報を共有できること。
- ④ 自動釣銭機は、職員が指示する額の出金ができ、その出金データ（日時及び金額）を管理できること。さらに、指定した金種を釣銭として機内に残したまま残金を出金できることが望ましい。

(4) キャッシュドローア

キャッシュドローアは決済端末と連動して、現金支払いを決済端末で選択した場合に自動でキャッシュドローアの開錠が可能なこと。また、現金ドローアは紙幣4種類と硬貨6種類を分類して保管でき、停電時には手動で開閉が可能なこと。

(5) 設置場所及び台数

決済端末は国東市役所本庁舎1階の会計課、税務課、市民健康課、各総合支所の地域振興課総務振興係、市民生活係の窓口に各1台設置する。(合計9台)

自動釣銭機は国東市役所1階の会計課、各総合支所の地域振興課総務振興係の窓口に各1台設置する。(合計4台)

現金を収納するキャッシュドローアは税務課、市民健康課、各総合支所の市民生活係の窓口に各1台設置する。(合計5台)

(6) 作業スケジュール

調達機器の納入・設置期限内に円滑に作業を完了させるため、事前に計画・準備を行い、導入作業を行うこと。また、契約後に協議し、速やかに作業スケジュールを作成の上、了解を得ること。

(7) 操作マニュアル

以下に関する操作マニュアルを、キャッシュレス端末等納品時に添付すること。

① POS（販売時点情報管理）システムのデータ集計、分析管理に関する操作手順

② キャッシュレス決済端末に関する操作手順

操作マニュアルは、誰もが理解できる日本語表記のものとし、紙媒体（A4判両面印刷）と電子ファイル（PDF）で提出すること。

③ 操作マニュアルは、以下の場所に納品すること。

キャッシュレス設置窓口：紙媒体1部

国東市役所会計課：電子媒体1部

④ これまでに同種業務又は類似業務を受注した際に作成したマニュアルを、プロポーザル時に参考のため提出すること。

⑤ 本調達に係る契約期間満了後も、契約予定団体がキャッシュレス端末等を継続して利用する間においては、操作マニュアルの改訂がある都度、改訂後の操作マニュアルを電子ファイルで提出すること。

(8) 操作研修

① 国東市が指定する日時に、職員に対し、機器等の操作研修を実施すること。

② 実施スケジュール及び実施方法については、国東市と受託者で協議の上、決定する。また、契約締結日から機器設置及び研修を含め、運用までのスケジュールを示すこと。

(9) 保守及びサポート

- ① 障害が発生し又は不具合が判明した場合や、緊急に必要な予防保守等の定期メンテナンス日以外の緊急保守作業が必要となった場合は、直ちに調整し、実施日時、作業手順等を取り決めて速やかに保守作業を行うこと。
- ② POSシステムのバージョンアップや画面の構成変更等を行う場合には、事前に担当者に報告すること。ただし、バージョンアップによるプログラムリリースや配付については、キャッシュレス決済端末の運用に支障のないよう実施すること。
- ③ 法改正等により、システム機能改修等の必要が生じた場合は、本システムを利用する全ての利用団体・事業者について機能改修等が必要となるものは、標準仕様として追加経費の請求なく提供することが望ましい。

(10) 指定納付受託業務

- ① 受注者（共同事業体の場合は構成員のうち1者）は、地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者となること、または、受注者は指定納付受託者となる事業者を提案し、その事業者を共同事業体の構成事業者とすること。
- ② キャッシュレス決済の立替払金については、各月毎に末日を締め日として集計し、翌月末日までに、国東市が指定する口座に振り込むこと。ただし、末日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、前営業日までとする。
- ③ キャッシュレス決済に係る指定納付受託の取扱手数料は、指定納付受託者が発行する毎月の請求書によって、キャッシュレス決済手段及び決済ブランドの種類を問わず、各月に支払うことを基本とする。

(11) セキュリティ対策等

- ① POSについては、データ暗号化、ウイルス感染対策等のセキュリティ対策のほか、公金収納データの破損対策を講じること。
- ② クレジットカード情報および取引情報を保護するため、グローバルセキュリティ基準であるPCI DSSに準拠すること。

5. 守秘義務の順守

- (1) 本委託業務を実施する上で知り得た秘密について、守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (2) クレジットカード情報をはじめとした個人情報については、契約期間及び契約終了後を通じて保管及び管理に万全を期し、漏洩防止のため適切な措置を講じること。

(3) 国東市が提供する一切のデータ、資料等を本サービス提供以外の目的で使用し、複製・複製し、又は第三者に提供しないこと。

(4) 受託者は、本サービス提供に係る業務の処理を他に委託しないこと。ただし、業務の一部について事前に申請し、承諾を得た場合には、この限りでない。

6. 法令等の遵守

受託者は、本業務を遂行するにあたり、地方自治法その他関係する法令等を遵守しなければならない。委託期間中にこれら法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

7. その他

(1) 受託者は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合を想定し、本委託事業の実施に支障を来すことがないように、十分な対応及び緊急時の体制を整備すること。

(2) 受託者は、本サービスの提供上、故意又は過失により何らかの事故や不適切な事務処理等が生じ、情報保全ができなかった又は保全できない可能性が生じた場合には、直ちに担当者に報告し、協議の上対応するものとする。なお、この場合に生じた費用は、すべて受託者が負担すること。また、受託者は事実を明らかにした報告書を遅滞なく提出すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、国東市と受託者で協議の上、決定する。また、今後、新たな決済手段を導入する場合についても別途協議すること。